

●たてしな人権センターにおける取組

・「部落差別解消推進法」の施行により、部落差別が現存すると法に明記された今日において、その解決に向けた取り組みとして、部落差別をはじめとするあらゆる差別をなくすために、これまでの同和行政で培ってきた実績を生かし、引き続き人権が尊重される、まちづくりの拠点となるよう、人権啓発のための交流拠点となる、地域に開かれたコミュニティセンターとして役割を果たすために人権センターが活用されるよう、関係機関の協力を得ながら相談事業や啓発活動に取り組みます。

●人権に関する重要課題の施策推進計画の方向性

人権課題は多岐にわたっており、国では「人権教育・啓発に関する基本計画」において13項目を掲げています。当町ではこれを次の9項目に整理し、重点項目としています。

- ・同和問題
- ・女性の人権
- ・子どもの人権
- ・高齢者の人権
- ・障がい者の人権
- ・外国人の人権、
- ・犯罪被害者の人権
- ・インターネットによる人権侵害
- ・その他の人権（アイヌの人々、LGBT※²当事者、北朝鮮拉致被害者等）

（※² LGBTとはレズビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダー、それぞれの英語の頭文字をとった性的マイノリティの総称です。）

●計画の推進に向けて

1 立科町人権教育推進協議会

町民、関係団体の代表者および識見を有する者により構成される「立科町人権教育推進協議会※³」は、人権教育施策基本方針に関する事項およびその他の事項について協議するとともに、人権施策の実施状況に対して意見を述べる会として活動します。

（※³ 立科町人権教育推進協議会は、人権教育の推進にあたり、各種の人権啓発事業を企画立案、推進する組織であり、年度当初に、年間の人権啓発事業を計画します。組織構成員は、議会代表（議長、社会文教建設委員長）、部落解放同盟立科町協議会代表、教育委員、民生児童委員代表、学識経験者、副町長、行政各課代表、保育園、小・中・高校長・人権担当教職員、各学校のPTA会長等です。）

2 推進体制

人権施策を総合的に進めるため「立科町人権教育推進協議会」で各年度における人権啓発施策を検討し、関係部局等と連携をしつつ施策の推進を図ります。

3 町民、団体、関係機関等との連携

時代の変遷とともに複雑・多様化する人権施策の推進に当たっては、地域、NPO、企業、関係団体、行政（国、県等）、教育機関等の情報を積極的に活用するとともに、連携・協力し施策の推進を図ります。

4 評価と見直し

本計画を実行性のあるものにするために、実施された人権施策について立科町人権教育推進協議会において、定期的に計画の進捗状況を確認し、同協議会の意見を基に評価を行うとともに、施策の検討や取組等の改善を図ります。

また、社会情勢の変化などに応じて方針の見直しを行うとともに、必要に応じて人権に関する実態調査等を行い、その結果を分析し施策に反映していきます。

※計画の詳細は、立科町のホームページに掲載しています。

<http://www.town.tateshina.nagano.jp/0000001263.html>



ホームページ
QRコード

●相談窓口

一人で悩まないでお気軽にご相談ください。

- 【人権に関する相談窓口】
- ・立科町教育委員会 社会教育人権政策係 88-8416（直通）
 - ・長野地方務局佐久支局 電話 0267-67-2272
 - ・みんなの人権110番 電話 0570-003-110
 - ・子どもの人権110番 電話 0570-007-110
 - ・女性の人権ホットライン 電話 0570-070-810